

●香川県告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和2年香川県告示第3号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、令和2年3月1日次のおり免許した。

令和2年3月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 令和2年3月1日から同年6月30日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

| 免許番号   | 告示中の番号 | 漁業権者                   |                                 |
|--------|--------|------------------------|---------------------------------|
|        |        | 氏名又は名称                 | 住所                              |
| 区第409号 | 1      | 東讃漁業協同組合               | 東かがわ市三本松2251番地2                 |
| 区第410号 | 2      | 東讃漁業協同組合               | 東かがわ市三本松2251番地2                 |
| 区第411号 | 4      | ○与島漁業協同組合<br>宇多津漁業協同組合 | 坂出市入船町1丁目2番18号<br>綾歌郡宇多津町2708番地 |

注 共有関係にある漁業権については、その代表者に○を付した。